

本日の内容

- 1 【募集】 2026（令和 8）年度 特定保健用食品技術部会 参加者募集のご案内
- 2 【募集】 特別用途食品制度の活用に関する研究会 参加者募集のご案内
- 3 【募集】 届出後の分析実施状況公開サイト 2026 年掲載情報募集のご案内
- 4 【お知らせ】消費者庁：特別用途食品の許可等について

1 【募集】 2026（令和 8）年度 特定保健用食品技術部会 参加者募集のご案内

特定保健用食品部会員の方を対象に「2026（令和 8）年度 特定保健用食品部技術部会」の参加者を募集します。

「トクホの制度を改善して、国民の健康に役に立ててもらいたい」、「トクホの良さを理解してもらいたい」を実現するために活動に参加してみませんか。

◆ 詳細はこちら（参加申し込みは 4 月 2 日まで） <https://www.jhnfa.org/news-0439.html>

◆ 参考：今年度（令和 7（2025）年度）の主な活動

実務の課題解決：トクホの申請と制度の活用拡大や、運用改善に向けた検討、行政との意見交換

表示の検討：新たな保健の用途や疾病リスク低減表示の可能性についての調査・研究と活用、意見交換

普及・啓発：活動に参加した会員許可品目を用いて専門家や消費者向けのトクホの教材の制作や講演、学会での発表や展示、行政・専門家との意見交換

■ 問合せ先 特定保健用食品部 tokuho@jhnfa.org

2 【募集】 特別用途食品制度の活用に関する研究会 参加者募集のご案内

当協会では、「病者用」、「経口補水液」、「えん下困難者用」等を食品の容器包装に表示できる「特別用途食品」について研究会を主催しています。

当協会には、特別用途食品の許可取得企業の 7 割に加盟いただいております。

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」では**業界動向の最前線を知ることができます。**

また、各社共通の困り事を解決するための要望活動、消費者庁との意見交換の場の提供、制度改正や申請許可等に関する情報提供などを推進しています。

活動は事務局にて手厚くサポートしますので、許可取得企業をはじめ、新規参入企業や今後、許可取得を目指す皆様にも参加をお勧めします（2025 年度 29 社 71 名参加）。

◆ 参加要件：「栄養食品部」会員 2026 年度の新規加入や所属部変更もご相談承ります。

◆ 参加申込(4/17 金まで) <https://fs220.xbit.jp/q654/form15/>

◆ 研究会の説明 <https://www.jhnfa.org/topic530.pdf>

(1) 広告分科会

・**広告審査会の運営【New】**、適正広告自主基準、公正競争規約化に関すること 等

(2) 普及啓発分科会【New】

・在宅栄養管理をキーワードにした普及啓発活動に関すること 等

(3) 経口補水液・個別評価型病者用食品分科会

・「経口補水液」に関する要望活動、個別評価型申請要件の整理に関すること 等

(4) 総合栄養食品分科会

(5) えん下困難者用食品分科会（とろみ調整用食品を含む）

■ 問合せ先 栄養食品部 eishoku@jhnfa.org

3 【募集】届出後の分析実施状況公開サイト 2026 年掲載情報募集のご案内

平成 30 年に消費者庁から発出された[機能性表示食品制度に関する事務連絡](#)において、届出後の分析実施状況に関する情報公開が求められており、当協会では、分析実施状況の公表をサポートするため、2019 年より[機能性表示食品 届出後の分析実施状況公開サイト](#)を開設しております。

本年度も公開サイトを開設し、掲載情報の募集を行いますのでご活用ください。

なお、昨年 4 月より義務付けられた消費者庁の機能性表示食品データベースでの自己点検等報告の中に、定期的な試験検査を行うことの項目がありますが、これは届出後の製造・品質管理の状況についてその遵守事項状況等を消費者庁に報告するものの一つです。

従って、消費者庁手引きや平成 30 年事務連絡にある届出者の自主的取り組みとして情報公開するものとは趣旨が異なるものです。

届出者自ら分析結果を報告することは、機能性表示食品制度の健全な発展に資するものであると考えており、当協会では届出者が分析結果の公開を望む場合に対応できるよう、2026 年についても引き続き公開サイトでの掲示募集を行います。

◆ 申込締切：2026 年 5 月 29 日(金)

◆ 詳細・申込はこちら <https://www.jhnfa.org/kinou6.html#4>

分析状況は代表例でも問題ありません。分析実施状況の情報管理と公開は協会が代行するので、各事業者での作業は年に一度、専用のフォーマットで情報をご提出いただくだけです。

また、当協会の機能性食品部に所属の事業者は無料で、他部に所属の事業者も特別価格でご利用いただけます。詳細は、[Q&A](#) もご参照ください。

■ 問合せ先 機能性食品部 kinousei@jhnfa.org

4 【お知らせ】消費者庁：特別用途食品の許可等について

令和 8 年 3 月 9 日付けで 1 品の新規許可が公表されましたので、お知らせします。

今回の許可により、特別用途食品の許可件数（商品数）は 110 件（159 商品）となりました。詳細は下記をご覧ください。

◆ 新規許可

個別評価型病者用食品 SUNTORY DAKARA（サントリー ダカラ）経口補水液
サントリー食品インターナショナル株式会社

◆ 詳細は以下（消費者庁ウェブページリンク）をご覧ください。

- ・食品群別許可件数：[特別用途食品表示許可件数内訳（令和 8 年 3 月 9 日）](#)
- ・商品名や申請者等の情報：[特別用途食品許可品目一覧（令和 8 年 3 月 9 日）](#)

■ 問合せ先 栄養食品部 eishoku@jhnfa.org



* 配信停止・配信先の変更などは総務部 kaiin@jhnfa.org までご連絡ください。

配信元 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 <https://www.jhnfa.org>

東京都新宿区市谷砂土原町 2 丁目 7 番地 27